岡山大学自然生命科学研究支援センター受託実習生受入内規

平成26年4月25日センター長裁定

改正 令和3年4月30日

- 第1条 この内規は、岡山大学自然生命科学研究支援センター(以下「センター」という。)において、科学実験に係る技術者等の養成を目的とする学校等(以下「養成機関等」という。)の長からの委託により、当該養成機関等の学生、生徒等(以下「学生等」という。)の実習を受入れる場合の取扱を定める。
- 第2条 前条において「養成機関等」とは、次に掲げるものとする。
 - 一 科学実験に係る技術者等の養成を目的とする学校又は養成所等
 - 二 その他岡山大学自然生命科学研究支援センター長(以下「センター長」という。)が 認めた学校,施設,団体等
- 第3条 養成機関等の長は、学生等の実習をセンターに委託しようとするときは、学生等の 氏名、実習の期間、内容等を記載した書類を添えてセンター長に申請するものとする。
- 2 センター長は、前項の規定による申請があったときは、センターの業務に支障のない限 り学生等の実習を許可するものとする。
- 3 実習の期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。
- 第4条 センター長は、前条第2項の規定により実習を許可された学生等(以下「受託実習生」という。)の実習の目的及び内容を考慮して、その指導教員を定め、指導を行わせるものとする。
- 第5条 養成機関等の長は、受託実習料として、受託実習生1人につき、実習の期間に応じ、別表に定める金額を納入しなければならない。
- 2 受託実習料は、前項の規定にかかわらず、センター長が特に認めた場合は別の取扱いと することができるものとする。
- 3 受託実習料は、受託実習生の受入れを許可したときに徴収するものとする。
- 4 既納の受託実習料は、いかなる事由があっても返還しない。

- 第6条 受託実習生は、センター長の指示に基づき実習を行うものとする。
- 第7条 受託実習生は、本学の諸規則を守らなければならない。
- 第8条 受託実習生は、実習期間中において故意又は重大な過失により本学の施設設備等を 毀損したときは、速やかに復元し、又は弁償しなければならない。
- 第9条 センター長は、受託実習生が前2条いずれかの規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。
- 第10条 受託実習生の受入れに関する事務は、岡山大学研究協力部研究協力課において処理する。
- 第11条 この内規に定めるもののほか、受託実習生に関して必要な事項は、センター長が 別に定める。

附則

この内規は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この内規は、令和3年5月1日から施行する。

実習の種類及び実習料

種 類	実 習 料	うち消費税及び 地方消費税
実験動物技術者の実習 最初の1週間 以後1週間につき	4, 400 円 3, 300 円	400 円 300 円

ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。